

湖南省立地適正化計画策定について

●立地適正化計画とは？

高度経済成長を通じて人口が増え、市街化も拡散してきましたが、近年は人口も減少に転じ、今後さらに急激な人口の減少が見込まれています。また、少子高齢化の現象についても今後益々進むと予想されています。このまま拡散したままの市街地では地域の人口密度が保てなくなり行政サービスの質の低下を招き、ひいては都市経営そのものが成り立たなくなる可能性があります。こうした社会情勢を背景として、将来にわたり持続可能な都市構造の構築を図るため、拠点となるエリアへの都市機能の集約や、拠点エリアへのアクセスの利便性を高めるため幹線道路周辺への居住の誘導など「コンパクトなまちづくり」への転換が求められています。また、こうした拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの充実を図りながらまちづくりを進める「コンパクトシティ+ネットワーク」の考え方が主流となってきています。こうした変化に対応するため改正都市再生特別措置法が平成26年8月に施行され、立地適正化計画が位置づけられました。

●どんなことを計画するのか？

立地適正化計画は市町村がその作成主体となり（※広域での策定も可能）、概ね20年後も持続可能な都市経営を目指し、現状及び将来の課題の分析を行い将来都市構造の検討を行い、まちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を定めます。

また、立地適正化計画は、都市全体を見渡したなかで居住を誘導する「居住誘導区域」と、医療や福祉施設また公共施設など様々な都市機能の誘導を図る「都市機能誘導区域」を設定するなど、市町村マスタープランの高度化版と位置付けられています。

計画の区域は都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本とされており、「居住誘導区域」の中に「都市機能誘導区域」を定めることとなります。また、合わせて「誘導施設等の整備に関する事業」を掲載し国へ計画を提出することで国の交付金を活用することが可能となります。（国の要件に合った施設・条件に限る）。

立地適正化計画はまちづくりの計画であることからコンパクトなまちづくりとなるための施策の検討や目標値の設定、またその達成状況に関する評価方法などを掲載することとなります。

◆主な記載事項

- ・立地適正化区域
- ・まちづくりの理念や目標、基本的な方針
- ・居住誘導区域と誘導する施策
- ・都市機能誘導区域および誘導する施設、誘導施策
- ・誘導施設の整備に関する事業
- ・まちづくりの目標値や達成状況の評価方法 など

● 湖南省での取り組み

本市においても本格的な少子高齢化が進むことが予想され、持続可能な都市構造への転換を図り、概ね20年後の湖南省の目指すべき姿を具体的に検討するため、本市固有の地域特性・課題を踏まえ、また、上位・関連計画やこれまでの施策との整合性を図りながら、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定を行います。計画の策定に当たっては、公募型プロポーザル方式により高度な地域と豊富な経験を有するコンサルタント会社に策定支援業務を委託します。

● 委託業務期間

本契約締結日の翌日(8月上旬予定)から平成29年2月24日まで

● 受託業者決定までのスケジュール

| 項 目 | 日 程 |
|---------------|---------------------|
| ホームページへの公告 | 平成27年6月11日(木) |
| 参加表明書の提出期限 | 平成27年6月19日(金)午後5時まで |
| プロポーザル参加者の決定 | 平成27年6月26日(金)頃 |
| 提案に関する質問の受付期限 | 平成27年6月29日(月)午後5時まで |
| 提案に関する質問の回答 | 平成27年7月1日(水) |
| 提案書の提出期限 | 平成27年7月8日(水)午後5時まで |
| プレゼンテーション実施 | 平成27年7月21日(火)予定 |
| 委託予定業者の選定 | 平成27年7月下旬頃 |
| 契約・委託開始 | 平成27年8月上旬頃 |

● 検討体制

多様な分野に関連するまちづくりに関する計画であるため、計画策定の検討に当たっては、都市計画担当のみならず、他部署の職員からなる庁内検討委員会を起ち上げ、上位計画や関連施策と連携を図りながら、課題の整理・分析を行います。また、計画策定のプロセスにおいて、各まちづくりの外部団体から構成される協議会組織の検討を行います。

○湖南省立地適正化計画策定手順



